

「公益法人制度の抜本的改革に向けて（論点整理）」の概要

1. 経緯

本年 3 月 29 日に、公益法人制度について、関連制度を含め抜本的かつ体系的な見直しを行うことが閣議決定されたことを受け、これまで所要の作業を進めてきたところ。4 月から 6 月にかけて、有識者延べ 27 人から 6 回にわたりヒアリングを行った結果も踏まえ、今回、抜本的改革についての論点を整理するものである。

2. 内容

公益法人制度の抜本的改革の必要性

我が国の公益法人制度は、100 余年にわたり抜本的な見直しは行われてこず、一方で特別法に基づく法人制度の創設、NPO 法、中間法人法の制定により制度論としてかえって複雑になったとの指摘もある。また、公益法人は、民間非営利活動を担う代表的な主体として一定の役割を果たしてきたが、主務官庁の設立許可と一般的指導監督権限等、その運営、指導監督、ガバナンス等の在り方について種々の批判が見受けられる。

このため、営利法人の基本法である商法が、近年大幅に見直されていることや累次の国会での決議を踏まえ、公益法人制度そのものについて関連制度も含めて抜本的かつ体系的な見直しを行い、真に時代の要請にこたえ得る非営利法人制度の基本的制度として再構築することが必要である。

非営利法人制度のあるべき姿

非営利法人制度のあるべき姿としては、「簡便性」、「客観性」、「自律性」、「透明性」、「柔軟性」が求められる。

非営利法人制度改革の方向

(1) 法人類型等

ア 改革パターン（基本検討パターン）

公益法人と中間法人という類型を「非営利法人（仮称）」という一つの類型にまとめ、法人格の取得は登記のみによることとする（準則主義）。

公益性の判断は法人制度上は行わず税法の適用についてのみ行うものと、法人制度上公益性の概念を取り入れるものと考えられる。

イ 改革パターン（参考パターン）

公益性を有するものは「非営利・公益法人（仮称）」、非営利非公益の法人（現行の中間法人）は「中間法人（仮称）」という二つの類型とする。

法人格の取得は、「非営利・公益法人（仮称）」は行政庁の認証によることとし（認証主義）、「中間法人（仮称）」は登記のみによることとする（準則主義）。

(2) 適正運営の確保

ア セルフ・ガバナンス（法人の自治制度）の確立

イ ディスクロージャー制度の確立

ウ 事後チェック主義への転換等

(3) 税制上の措置

「公益法人制度等改革大綱（仮称）」策定の時期（平成 14 年度中）を目途に基本的な方向が示されるよう、財務省、総務省等関係府省においても根本に立ち返った検討を進めていく。

今回の法人制度の見直しにあわせ、いわゆる寄附文化を育てる観点も踏まえつつ、寄附に係る新しい税制上の措置を検討する必要がある。

(4) 現存する公益法人の他法人類型への移行

現存する公益法人について改革後の非営利法人制度の姿に合わせた整理が必要である。その際、財産承継に伴い不当な利得が生じないように、移行に関し公平かつ合理的なシステムを構築する必要がある。

3. 今後の予定

(1) 8月2日（金）に公表予定（今回は論点の整理であり、閣議決定する性質のものではない。）

(2) 公表後 40 日間で、有識者、関係者等からの意見を募る予定。

(3) 「公益法人制度等改革大綱（仮称）」の策定は、本年度中を目途（来年 3 月）